

京都世界水大賞公式ロゴマークの利用規程

(目的)

第1条 この規程は、京都世界水大賞公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用について必要な事項を定めることにより、京都世界水大賞の広報活動に寄与するためにロゴマークの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン等)

第2条 ロゴマークは別図1のとおり、ロゴマーク使用ガイドは別添のとおりとする。

2 ロゴマークの利用に関する権利は、特定非営利活動法人日本水フォーラム（以下「日本水フォーラム」という。）に属する。

(利用申請)

第3条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ京都世界水大賞公式ロゴマーク利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて日本水フォーラムに提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申請を要しない。

- (1) 京都世界水大賞の主催者が利用する場合
- (2) 協賛者、協力者、報道関係機関が利用する場合
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合
- (4) その他日本水フォーラムが認める場合

(利用の承諾)

第4条 日本水フォーラムは、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、京都世界水大賞公式ロゴマーク利用承諾書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、日本水フォーラムは、必要な条件を付することができるものとする。

(利用承諾の制限)

第5条 日本水フォーラムは、第3条の規定による利用申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用する場合
- (3) 京都世界水大賞の趣旨に反するおそれがある場合
- (4) 京都世界水大賞の品位信用を損なう場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、日本水フォーラムが利用を不適当と認める場合

2 前項の規定によりロゴマークの利用を承諾しないときは、京都世界水大賞公式ロゴマーク利

用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（利用承諾内容の変更）

第6条 第4条の規定により利用承諾を受けた者（以下「利用者」という。）が当該利用承諾を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ京都世界水大賞公式ロゴマーク利用承諾変更申請書（様式第4号）を日本水フォーラムに提出し、変更についての利用承諾を受けなければならない。

- 2 日本水フォーラムは、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その利用の変更についての承諾を行うことができる。
- 3 日本水フォーラムは、前項に規定する利用の変更についての承諾を行った場合は、京都世界水大賞公式ロゴマーク利用承諾変更通知書（様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定によりロゴマークの利用承諾を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用に当たっては、利用承諾を受けた内容に限ること。
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に従って利用すること。
- (3) 利用承諾を受けた権利を譲渡し、転貸し又は承継しないこと。
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願を行うことはできないこと。
- (5) その他関係法令を遵守すること。

（利用承諾の取消し）

第8条 日本水フォーラムは、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの利用承諾を取り消すことができる。

- (1) この利用規程に基づく規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により承諾を受けたとき。
 - (3) 第5条第1項各号に該当するとき。
 - (4) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、日本水フォーラムが特に必要と認めたとき。
- 2 日本水フォーラムは、前項の規定により利用承諾を取り消された者に対して利用物件の回収を求めることができる。この場合において、利用物件の回収費その他利用承諾の取消しに伴い発生する費用の一切は、利用承諾を取り消された者が負担するものとする。

（利用申請の取下げ）

第9条 第3条又は第6条の規定により申請を行った者は、利用申請を取り下げようとする場合は、京都世界水大賞公式ロゴマーク取下届（様式第6号）を日本水フォーラムへ提出しなければならない。利用者が承諾を受けた利用を取りやめる場合も、同様とする。

（利用料）

第10条 ロゴマークの利用料は、無料とする。ただし、日本水フォーラムが必要と認めた場合については、日本水フォーラムが認める額を支払うものとする。

(賠償責任等)

第11条 日本水フォーラムは、利用承諾を行ったことに起因し利用者に生じた損害等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、日本水フォーラムに迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により日本水フォーラムに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を日本水フォーラムに賠償しなければならない。

4 日本水フォーラムは、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を請求することができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

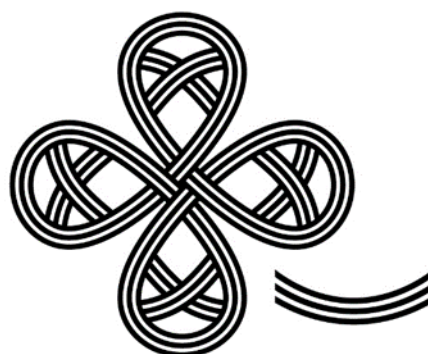
(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの利用について必要な事項は、日本水フォーラムが別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別図1（第2条関係）

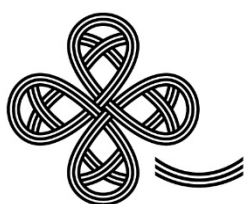


KYOTO W◎RLD WATER
GRAND PRIZE

KYOTO W◎RLD WATER
GRAND PRIZE

KYOTO
W◎RLD
WATER
GRAND
PRIZE

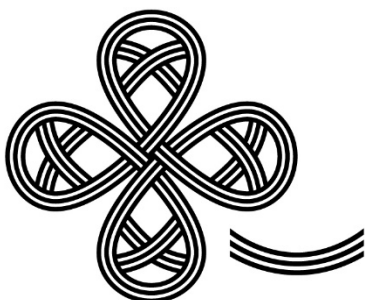
KYOTO
W◎RLD
WATER
GRAND
PRIZE



KYOTO W◎RLD WATER
GRAND PRIZE



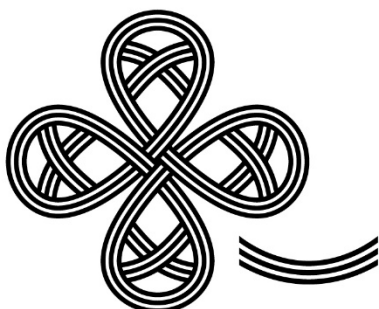
KYOTO WORLD WATER
GRAND PRIZE



KYOTO
WORLD
WATER
GRAND
PRIZE



KYOTO
WORLD
WATER
GRAND
PRIZE



KYOTO
WORLD
WATER
GRAND
PRIZE



KYOTO
WORLD
WATER
GRAND
PRIZE

様式第1号(第3条関係)

京都世界水大賞公式ロゴマーク利用申請書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人日本水フォーラム(宛)

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先
担当者
メールアドレス

京都世界水大賞公式ロゴマークの利用申請について

京都世界水大賞公式ロゴマークの利用規程第3条の規定により、下記のとおり申請します。
記

利用内容	冊子・チラシ・ポスター・包装紙・商品パッケージ(商品箱等) その他(具体的に)
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
製作数量	/ 年・月
利用概要 (何に、どのように使用するのか記載してください。)	(※利用の概要がわかる見本・資料等があれば添付してください。)
販売の有無	有(円) ・ 無

※事務局使用欄

申請書受理日	令和 年 月 日	申請方法	☐ 郵送 ☐ メール ☐ 持参
添付書類	☐ 不足無 ☐ 不足有()	管理簿	☐ 入力済
許 諾	☐ 承諾 ☐ 不承諾	承諾番号	
通 知 日	令和 年 月 日	通知方法	☐ 郵送 ☐ メール

様式第2号（第4条関係）

日本水フォーラム発第 号
令和 年 月 日

京都世界水大賞公式ロゴマーク利用承諾書

様

特定非営利活動法人日本水フォーラム

京都世界水大賞公式ロゴマークについては、次の条件を付して利用を承諾します。

承諾番号	
------	--

（承諾条件）

- 1 申請に基づき承諾された用途以外には使用しないでください。
- 2 京都世界水大賞公式ロゴマークであることがわかるような表示を行ってください。
- 3 デザインの背景は基本的なイメージを損なわないよう十分配慮してください。
- 4 デザインを忠実に履行して使用してください。（参照：別添のロゴマーク使用ガイド）
 - (1) デザインの一部を修正したり、加筆したりしないでください。
 - (2) ロゴマークの色は指定以外の色は使用しないでください。
- 5 商品広告・販売等する際には、日本水フォーラムが委託して販売していると誤解を与えることがないようにし、価格や販売方法などに十分配慮してください。（事前に協議してください。）
- 6 承諾後であっても、承諾条件に違反し、又は使用形態が不適切であると日本水フォーラムが判断した場合には、承諾を取り消すことがあります。この場合、承諾の取り消しにより生じた損害等について、日本水フォーラムは一切その責を負わないものとします。

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

京都世界水大賞公式ロゴマーク利用不承諾通知書

様

特定非営利活動法人日本水フォーラム

京都世界水大賞公式ロゴマークについては、次の理由により利用を承諾できませんので通知します。

（不承諾理由）

様式第 4 号(第 6 条関係)

京都世界水大賞公式ロゴマーク利用変更申請書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人日本水フォーラム

申請者 住 所
 名 称
 代表者
 連絡先
 担当者
 メールアドレス

京都世界水大賞公式ロゴマークの利用変更申請について

京都世界水大賞公式ロゴマークの利用規程第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。
記

承諾番号	
利用変更概要 (何を、どのように変更 するのか記載してくだ さい。)	変更前
	変更後
(※利用の概要がわかる見本・資料等があれば添付してください。)	

※事務局使用欄

申請書受理日	令和 年 月 日	申請方法	☐ 郵送 ☐ メール ☐ 持参
添付書類	☐ 不足無 ☐ 不足有()	管理簿	☐ 入力済
許 諾	☐ 承諾 ☐ 不承諾	承諾番号	
通 知 日	令和 年 月 日	通知方法	☐ 郵送 ☐ メール

様式第5号(第6条関係)

令和 年 月 日

京都世界水大賞公式ロゴマーク利用変更承諾書

様

特定非営利活動法人日本水フォーラム

京都世界水大賞公式ロゴマークについては、次の条件を付して利用変更を承諾します。

承諾番号	
------	--

(承諾条件)

- 1 申請に基づき承諾された用途以外には使用しないでください。
- 2 京都世界水大賞公式ロゴマークであることがわかるような表示を行ってください。
- 3 デザインの背景は基本的なイメージを損なわないよう十分配慮してください。
- 4 デザインを忠実に履行して使用してください。(参照:別添のロゴマーク使用ガイド)
 - (1)デザインの一部を修正したり、加筆したりしないでください。
 - (2)ロゴマークの色は指定以外の色は使用しないでください。
- 5 商品広告・販売等する際には、日本水フォーラムが委託して販売していると誤解を与えることがないようにし、価格や販売方法などに十分配慮してください。(事前に協議してください。)
- 6 承諾後であっても、承諾条件に違反し、又は使用形態が不適切であると日本水フォーラムが判断した場合には、承諾を取り消すことがあります。この場合、承諾の取り消しにより生じた損害等について、日本水フォーラムは一切その責を負わないものとします。

様式第6号(第9条関係)

京都世界水大賞公式ロゴマーク取下届

令和 年 月 日

特定非営利活動法人日本水フォーラム

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先
担当者
メールアドレス

京都世界水大賞公式ロゴマークの取下届について

京都世界水大賞公式ロゴマークの利用規程第9条の規定により、下記のとおり利用申請を取り下げます。

記

承諾番号	
利用内容	冊子・チラシ・ポスター・包装紙・商品パッケージ(商品箱等) その他(具体的に)
取下理由	

※事務局使用欄

申請書受理日	令和 年 月 日	申請方法	☐ 郵送 ☐ メール ☐ 持参
管 理 簿	☐ 入力済	備 考	